

令和7年9月1日

事業主様
保険事務担当者様

ダイハツ系連合健康保険組合

一部被扶養者の認定基準変更について

平素は当健康保険組合の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
下記内容を確認いただきご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 背景

令和7年度税制改正で19歳以上23歳未満の方への特定扶養控除要件の見直し及び特定親族特別控除が創設されたことを踏まえた措置

2. 対象者および基準

(1) 対象者 : **19歳以上23歳未満の被扶養者**
※配偶者（事実婚含む）は除く・学生でなくても可

(2) 年齢の判断基準 : 健保加入を申請する年の**12月31日現在の年齢**
※誕生日の前日が年齢加算日となる点に注意（民法に基づく）
例：平成17年1月1日生まれの方
令和7年12月31日現在では21歳と判定

3. 収入要件

年収150万円未満（月額換算 12万5千円未満）
※上記対象者以外は年収130万円未満（60歳以上または障害者は180万円未満）

4. 適用開始日及び終了日

- (1) 適用開始日：令和7年10月1日以降で被扶養者加入申請をされる方
※次年度扶養調査時にも扶養削除対象外となる予定
- (2) 終了日：現時点未定

5. 「年収の壁・支援強化パッケージ」の適用について

19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入が150万円を超えた場合でも「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく事業主証明を提出した場合は扶養認定が継続されます

（註）「年収の壁・支援強化パッケージ」制度は継続されています。
一般の被扶養者についても連続2回まで適用可能です。（年収130万円を一時的に超過）

詳細やご不明点などございましたらご連絡ください。

健康保険組合適用係（TEL06-6371-1453・メール:mail@daihoken.jp）